

令和2年6月1日

【民間認定こども園等】各園・施設に
直接、保育料をお支払いいただいている保護者各位

泉佐野市 子育て支援課

**新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い認定こども園・保育園への登園自粛（家庭保育の協力）
をした場合の利用者負担額（保育料）【5月分】について（0～2歳児クラス）**

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、5月31日まで臨時休園（特別保育の実施）を実施し、6月30日までご家庭での保育をお願いしているところです。

これに伴い、認定こども園・保育園に在園している0～2歳児クラスの利用者負担額（以下 保育料）については、国の通知に基づき、日割り計算により減額（還付）します。

つきましては、下記のとおり、「登園状況報告書」に必要事項を記入・押印のうえ、在園の園にご提出ください。

記

- 1) 対象者：認定こども園、保育園等を利用する0～2歳児クラスの児童
- 2) 提出書類：登園状況報告書
- 3) 提出期限：7月10日(金)（※在園の園・施設にご提出ください。）
- 4) 日割り計算による減額後の保育料の計算方法

「本来の保育料（月額）」×「各月の登園日数」÷25日（※10円未満切捨て）

※土曜日の欠席も日割り計算の対象とします。

※新型コロナウイルス感染症対策に関係がない理由で登園しなかった日は、日割り計算の対象外ですので、上記の登園日数に含めることとなります。

※登園自粛により1ヶ月中に1日も登園しなかった場合は、保育料を0円とします。

5) 保育料の減額及び還付手続きについて

対象期間中の保育料はいったん全額お支払いいただき、「登園状況報告書」により、登園自粛の日数等を確認後、日割り計算による減額分を返還します。※未納の保育料（利用者負担額）がある場合は、減額（還付）分を充当する場合があります。

《5月分》

○登園状況報告書に必要事項を記入・押印のうえ、7月10日(金)までに在園の園にご提出ください。（※各園を通じ、子育て支援課保育係へ7月末まで送付）

○園から還付を行います。（精算方法の時期や支払方法等については、各園にお問い合わせください。）

《6月分》

○5月分と同様の手続きになります。

7月初旬に申請手続き、関係書類等を、お知らせいたします。

問合せ先：泉佐野市役所 子育て支援課 保育係
TEL 072-463-1212（内線 2381～2383）